

随意契約による業務委託契約の事前公表（第2回）

秋田中央警察署会計課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約する物件については、秋田県財務規則第171条の2第1項第2号により、次のとおり公表する。

1 契約に関する事務を担当する部局又は地方公所の名称及び所在地

(1) 名称

秋田中央警察署会計課

(2) 所在地

秋田市千秋明徳町1番9号

2 提供を受ける役務の仕様等

秋田中央警察署庁舎清掃業務

（委託期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

3 契約の相手方に必要な資格

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- ・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体であり、秋田県に事業の本拠が所在すること。
- ・県庁舎の維持管理業務競争入札参加資格の登録名簿に登録されていること（清掃業の登録で一般清掃業又は環境衛生総合管理業に登録があるものとする。）。

4 契約の相手方の決定方法

見積価格が予定価格の範囲内で最低価格であること。

5 見積書の提出方法

令和7年3月6日（木）までに秋田中央警察署会計課へ直接持参し、提出すること。